調査票情報の提供に係る利用規約

別記様式第８号（調査票情報の提供に係る利用規約）

制定 令和元年５月１日 改正　令和２年２月10日

改正　令和３年３月30日

改正　令和６年２月20日

厚生労働省決定

（総則）

第１条　調査票情報の提供を依頼しようとする者（以下「申出者」という。）及び当該申出により調査票情報を取り扱う全ての者（以下「利用者」という。）並びに調査票情報の提供を行う厚生労働省（以下「提供者」という。）は、この規約に基づき、依頼書等（調査票情報の提供に係る申出書及び添付書類並びに調査票情報の提供を求める依頼書及び添付書類をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この規約及び依頼書等を内容とする利用契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　申出者は、調査票情報の提供を求める依頼書を提出し、提供者は、調査票情報の提供を求める依頼書に記載された調査票情報を貸与するものとする。

３　調査票情報を提供するために必要な一切の手段については、法、統計法施行令（平成20年政令第334号）、統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）、本規約及び依頼書等に特別の定めがある場合を除き、提供者がその責任において定める。

４　この規約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

５　この契約の履行に関して利用者と提供者で用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

６　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

７　この契約に係る一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）については、日本国の東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

（管理）

第２条　利用者は、提供を受けた調査票情報を提供者に返却するまで、法令及び依頼書等に則り善良な管理者の注意をもって適正に管理するものとする。

２　前項の規定は調査票情報を用いて生成した中間生成物についても同様とする。

（利用の制限）

第３条　利用者は、調査票情報の利用に当たり、次の各号に掲げる制限を受けるものとする。

一　調査票情報は依頼書等に記載した範囲内での利用に限定し、依頼書等に記載のない第三者への譲渡、貸与その他の方法により利用させないこと。

二　調査票情報を用いて、特定の個人や事業所等を識別するような研究等を行わないこと。

（作業委託）

第４条　申出者は、調査票情報を利用した統計の作成若しくは統計的研究又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行うに当たって必要な作業を、依頼書等に記載した受託業者等に行わせる場合には、当該受託業者等が取り扱う調査票情報を適正に管理するための措置について事前に確認を行うとともに、当該受託業者等に対する必要かつ適切な監督を行い、作業終了後は速やかに調査票情報及び中間生成物を返却又は消去させなければならないものとする。

２　前項の受託業者等による再委託は、提供者が認めた場合を除き、認めないものとする。

（依頼書等の変更）

第５条　利用者は、自己の都合により、提供の承諾を受けた利用目的及び利用要件の範囲内において、履行内容、履行期限その他契約に定める条件を変更する必要があるときは、申出者を通じて提供者に申出を行い、承諾を得るものとする。

２　利用者は、依頼書等の記載内容に虚偽、不実があったことにより、提供者が理由を明示して依頼書等の変更を請求したときは、これに従わなければならない。

（欠陥及び障害等）

第６条　利用者は、調査票情報の提供媒体を受領後、直ちにその媒体の物理的障害の有無等について確認を行うものとし、確認の結果、読み取りエラー等の物理的障害を発見したときは、申出者を通じて直ちに提供者に申し出るものとする。

２　前項において、利用者はデータの受領後14日以内に、提供者に対してデータファイル等の交換を要求できるものとする。その際、利用者は提供者に当該データを返却し、提供者が障害の有無を確認した上で交換に応じるものとする。

３　第１項の障害が提供者の帰責事由による場合、利用者からの返却及び提供者からの再送付に係る郵送費用は、提供者が負担する。

（調査票情報の提供状況の公表）

第７条　提供者は、申出者に調査票情報を提供したときは、法令に則り、調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称等の事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（利用期間）

第８条　利用者は、調査票情報を依頼書等に記載した期間内のみ利用できるものとする。

２　前項において、期限を超えて調査票情報を利用する必要が生じた場合は、申出者を通じて期限内に提供者に利用期間の延長の申出を行い、提供者の承諾を得るものとする。

３　提供者は、利用者における利用期限が超過した場合（利用者があらかじめ延長の申出を行い、承諾されなかった場合を含む。）、利用者に対し速やかに当該調査票情報等の返却を求めるものとする。

（監査）

第９条　利用者は、調査票情報の利用状況について提供者（提供者からの委託を受けた者を含む。次項も同様）が利用者に対して監査を行う場合、これを拒まないものとする。

２　前項の監査を行う場合、提供者等は監査を行う旨を必要に応じて事前に利用者に通知するものとする。

（履行期限の延長）

第10条　提供者は、天災地変その他の不可抗力により、契約の履行が遅延するおそれが生じたときは、利用者に対して遅滞なく、その理由を明らかにした書面を提出し、履行期限の延長を求めることができる。

２　利用者は、前項の申出があったときは、提供者と協議の上、履行期限の延長日数を定めるものとする。

（不可抗力等による紛失等）

第11条　利用者は、災害又は事故により調査票情報を紛失、漏えい又は毀損した場合若しくはそれらのおそれが生じた場合は、速やかに提供者へ報告するものとする。

２　前項において、再度提供を希望する場合は、提供者と協議の上、手続等を行うものとする。

３　利用者は、前二項のほか、自らの不注意などにより調査票情報を紛失、漏えい又は毀損したことが判明した場合若しくはそれらのおそれがあることが判明した場合は、申出者を通じて速やかに提供者に報告し、その指示に従うものとする。

（利用後の処理）

第12条　利用者は、調査票情報の利用期間終了までに、ハードディスク、紙媒体等の調査票情報又は中間生成物を消去し、報告書（利用後の措置状況を含む。）及び調査票情報に係る管理簿を添えて、作成した統計又は行った統計的研究の成果を、申出者を通じて提出するとともに、提供を受けた電子媒体を提供者へ返却する。

２　利用者は、利用期間終了前に提供者が依頼書等の不実、その他利用者の帰責事由を明示して調査票情報の返却等を請求したときは、これに従わなければならない。

３　利用者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等真にやむを得ない事情により研究や教育等の達成が困難となった場合は、申出者を通じて速やかにその理由を報告書に記載し提供者に報告するとともに、調査票情報を返却するものとする。

（成果の公表）

第13条　利用者は、原則として調査票情報を利用して作成した統計又は統計的研究の成果を、申出書に記載した方法により公表しなければならない。

２　前項による公表に際して、利用者は、申出書に記載した秘匿措置を講ずるとともに、調査票情報を基に利用者が独自に作成・加工した統計等についてはその旨を明記し、提供者が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにするとともに、個人又は事業所が特定されることがないよう秘匿措置を講ずるものとする。

３　利用者は、期間内に第１項による公表ができない場合は、提供者にその理由及びその時点における成果を報告し、提供者が必要と認めた場合、公表に係る期間を延長することができるものとする。

４　提供者は、前条第１項に基づき提出された報告書等に基づき、調査票情報を利用した成果について公表するものとする。この場合、利用者の権利利益を害することがないよう、第１項における利用者による成果の公表時期との調整を図るものとする。

（解除）

第14条　提供者は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、本契約を解除することができるものとする。

一　利用者に本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った催告後もその行為が是正されないとき

二　利用者に重大な過失又は背信行為があったとき

三　依頼書等の不実その他利用者の帰責により契約を解除することが適当と提供者が認めるとき

（法令又は規約に違反した場合の措置）

第15条　利用者が法令又は本規約に違反したと認められた場合、法令に定める罰則のほか、提供者は以下の措置を講ずるものとする。

一　違反が認められた時点で利用者に対して調査票情報の速やかな返却、中間生成物の消去を行わせ、以後の利用を中止させること。

二　別表の各号に定める期間、調査票情報の提供、委託による統計の作成等及び匿名データの提供の申出を受け付けないこと。

三　違反の情報について、総務省を通じて、法に基づく統計調査を所管する全ての行政機関、指定独立行政法人等及び当該機関から提供事務の委託を受けた独立行政法人統計センターで共有すること。

２　利用者が、他の行政機関又は指定独立行政法人等から法第33条若しくは法第33条の２に基づく調査票情報の提供、法第34条に基づく委託による統計の作成等による統計成果物の提供又は法第36条に基づく匿名データの提供を受けている場合であって、当該提供に関する法令、規約又は契約に違反したと認められ、法令に定める罰則のほか、当該規約に定める措置が講じられた場合、提供者は本提供についても前項第一号の措置を講ずるものとする。

３　利用者は前二項の措置が適用されることを承諾するものとする。

（免責）

第16条　利用者が調査票情報を利用したことにより、何らかの不利益や損失を蒙る事態が生じたとしても、提供者は利用者に対し一切の責任を負わないものとする。ただし、提供者が本規約に違反した場合、あるいは、提供した調査票情報に提供者の故意又は重過失による瑕疵が認められた場合、別途取扱いを協議するものとする。

２　利用者が調査票情報を用いて作成した統計等に関して、第三者との間で権利侵害等の問題が発生した場合、提供者は一切の責任を負わないものとする。

（調査票情報を利用して作成した統計の所有権）

第17条　利用者は、提供を受けた調査票情報によって作成した統計についての所有権、意匠権、著作権及び著作人格権を行使しないものとする。

（秘密の保全）

第18条　利用者及び提供者は、法令に基づく場合を除き、この規約の履行に関して知り得た相手方の秘密を相手方の同意なしに第三者に提供し又は他の目的に利用してはならない。

（その他）

第19条　利用者と提供者は、本規約に定める条項の解釈及び本規約に定めのない事項について疑義又は紛争が生じたときは、信義誠実の原則の下に協議の上、これを解決するものとする。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 措置要件 | 期間 |
| ①　期限までに調査票情報の返却等の措置を行わない場合  ②　承諾された利用環境以外の下で調査票情報の利用を行った場合  ③　調査票情報を紛失した場合  ④　調査票情報の内容を漏えいした場合  ⑤　承諾された利用目的以外の利用を行った場合  ⑥　正当な理由なく作成した統計若しくは行った統計的研究の成果、報告書又は調査票情報に係る管理簿を提出しなかった場合  ⑦　正当な理由なく作成した統計又は行った統計的研究の成果を公表しなかった場合  ⑧　上記に掲げるもののほか、法令違反又は契約違反その他の国民の信頼を損なうおそれがある行為を行った場合 | 返却等を行った日から、返却等を遅延した期間に相当する日数  当該認定をした日から１か月以上９か月以内  当該認定をした日から１か月以上９か月以内  当該認定をした日から１か月以上12か月以内  当該認定をした日から１か月以上12か月以内  提出を行った日から、提出を遅延した期間に相当する日数  公表を行った日から、公表を遅延した期間に相当する日数  行為によって提供者が定める期間 |